

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年4月11日	令和5年4月25日	福祉局はいつも、わけのわからない文書を付けて開示請求文書なしとするのかわかる文書	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年4月11日	令和5年4月25日	健康保険法第39条の確認を済ませた人が、国保の第9条の届け出の義務があることがわかるもの（被用者の場合）	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年4月11日	令和5年4月25日	大阪市では国保において被保険者＝加入者の考えなので、国保の除外は年金事務所がやるべきとまちがった考え方をしているが、大阪市の国保で健康保険の資格の加入や喪失が出来る考え方をしていたことがわかる文書	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年4月14日	令和5年4月28日	以前大阪市は市民の声で大阪市は労災業務を行っていたと福祉局は回答しているが、実際は行う根拠もなく、市民の声でウソの回答をした根拠がわかるもの	不存在	号	福祉局	総務課（総務グループ）
令和5年4月14日	令和5年4月28日	昭和44年4月28日保発14号にて被保険者資格に関して誤解のないよう、被保険者資格に関する知識を住民に周知するとともに……とあるが、大阪市はウソの周知を行っていたのか、又今も被保険者＝加入者の考えであれば今もウソの周知を行っているのかわかるもの	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年4月14日	令和5年4月28日	市民の声2375-10098-001-01区役所の住民サービスの所で窓口職員が国保の判断を行っているのかわかる文書	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年4月14日	令和5年4月28日	国民健康保険被保険者の確認事務を行う市民がいないのは行うと事業所にバレるからみんな行わないと聞いていますと答えていたが、匿名調査も記載されているのにバレると職員が言っているのか匿名の字が読めないのかどちらかわかるもの	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年4月14日	令和5年4月28日	国民健康保険法第5条、第6条をHPに上げてても大阪市民みんなが法律を理解できないんですとするデータや根拠がわかるもの	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年4月20日	令和5年5月8日	（請求内容のうち、別紙ク（ア）及び（エ）について） 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について（回答） 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について（依頼）	部分公開	1号	福祉局	障がい支援課 （自立支援事業グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年4月20日	令和5年5月8日	<p>別紙ク            令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」(以下単に「内閣府等通知」という)において、記載のある合同点検に関する以下のもの。            なお、内閣府等通知によらない交通安全に関する取組みであって、複数の関係機関が合同点検を行ったものについては対象に含める。(令和元年～3年分)            障害福祉関係及び別紙オで対象とならなかった施設についてはすべて含む            (イ) (内閣府通知によらない場合) 警察・施設・道路管理者等で合同点検した際の、①危険箇所(具体的な内容)、②対策案等がわかるもの(個票・一覧)            (ウ) (ア)や(イ)の合同点検をふまえ取りまとめたもの(合同点検時に対策が決定されず、後日対策が決定したものについてはそれも含む)            (オ) (内閣府通知によらない場合) 点検の実施について、教育長・首長・上席(部制の自治体においては部長以上、そのほかは副市町長をいう)の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの</p> <p>他4件</p>	不存在	号	福祉局	障がい支援課 (自立支援事業グループ)